

「個人の財産の信託（相続・贈与と信託）」

信託銀行の相続関連業務

1. 信託銀行による併營業務

(1) 遺言執行（根拠法：兼営法1条1項4号）民法1006条以下

業務の流れ

- ① 遺言者による公正証書遺言の作成（作成事務手続きの補助。遺言執行者を信託銀行とすることを遺言で指定）
- ② 信託銀行による遺言書の保管
- ③ 相続人から信託銀行に遺言者の死亡の通知
- ④ 信託銀行による遺言執行者就職の承諾（相続人への通知）
- ⑤ 遺言執行（財産目録の作成と相続人への報告、遺産の処分・名義変更・引渡し）

遺言執行者は、相続人の代理人とみなされ（民法1015条）、委任類似の関係にある。

信託銀行では、資産承継（事業承継）の相談・信託の設定と組み合わせて相続業務を行っている。

(2) 遺産整理（根拠法：兼営法1条1項7号）

業務の流れ

- ① 相続人から信託銀行に遺産の整理を委任
- ② 信託銀行による財産目録の作成
- ③ 相続人による遺産分割協議書の作成
- ④ 遺産分割手続の実施（相続財産の処分・名義変更・引渡し）

兼営法1条1項

- 三 財産の管理（受託する信託財産と同じ種類の財産について、次項の信託業務の種類及び方法に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）
- 四 財産に関する遺言の執行
- 六 財産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介
- 七 次に掲げる事項に関する代理事務
- イ 第三号に掲げる財産の管理
- ロ 財産の整理又は清算
- ハ 債権の取立て
- ニ 債務の履行

## 2. 信託業務（その1）

### (1) 信託契約による贈与・遺言類似の信託

#### ① 個人が財産を信託して、他者を受益者に指定する（贈与類似の経済効果）。

例：Sは親の死亡した甥Bを受益者、Tを受託者として1億円を信託し、受託者は年250万円を20年間分配する。  
（贈与税の支払は信託財産から行う）

#### ② 個人が財産を信託して、自己の死後の受益者を指定する。（遺言類似の経済効果：法定相続によらない財産分配ができる）。

例：Sは浪費癖のある子Bを受益者、Tを受託者として1億円を信託し、受託者は年500万円を20年間分配する。  
（相続税の支払は別途相続財産から支払う）

### (2) 信託契約の根拠法

#### ① 信託法：3条1号の方法による信託契約

#### ② 業法：信託銀行の場合は、兼営法1条の認可を受けた金融機関による信託業法2条1項による信託の引き受け 信託業法25条による契約締結前の説明と26条による契約締結時の書面の必須事項の定め。 信託業法27条による信託財産状況報告書の交付

### (3) 民事信託を主として念頭に置いた規律

89条 受益者を指定し、又はこれを変更する権利（受益者指定権等）を信託行為で定めることができる。

90条 遺言代用信託については、委託者は原則として受益者指定権等を有する。

91条 いわゆる後継ぎ遺贈型の受益者連続

(4) 遺言代用の信託（信託法 90 条）⇒委託者の死亡により受益者への給付を開始する

1 項 1 号 委託者の死亡の時に初めて受益者となる。

1 項 2 号 委託者の死亡以前から受益者であるが、死亡以降に初めて給付を受ける。委託者が死亡するまでは受益者の権利を有しない。

(1)②のバリエーション

1 号の例 1 : S は自己の死亡までは受益者を S、自己の死亡時から浪費癖のある子 B を受益者、T を受託者として 1 億円を信託し、受託者は S の死亡後 B に年 500 万円を 20 年間分配する（S が死亡前に何らかの給付を受け取るようにもできる）。

1 号の例 2 : S は自己の死亡までは受益者を配偶者 A、自己の死亡時から浪費癖のある子 B を受益者、T を受託者として 1 億円を信託し、受託者は S の死亡後 B に年 500 万円を 20 年間分配する（A が何らかの給付を受け取るようにもできる）。

1 号の例 3 : S は自己の死亡までは受益者を置かず、自己の死亡時から浪費癖のある子 B を受益者、T を受託者として 1 億円を信託し、受託者は S の死亡後 B に年 500 万円を 20 年間分配する。

2 号の例 1 : S は浪費癖のある子 B を受益者、T を受託者として 1 億円を信託し、受託者は S の死亡後 B に年 500 万円を 20 年間分配する。

2 号の例 2 : S は S と浪費癖のある子 B を受益者とし、T を受託者として 1 億円を信託し、受託者は S の死亡後 B に年 500 万円を 20 年間分配する（S が何らかの給付を受け取るようにもできる）。

2 号の例 3 : S は配偶者 A と浪費癖のある子 B を受益者とし、T を受託者として 1 億円を信託し、受託者は S の死亡後 B に年 500 万円を 20 年間分配する（A が何らかの給付を受け取るようにもできる）。

### 3. 信託業務（その2）

#### (1) 遺言による信託

##### ① 個人が遺言で信託を設定する（遺贈に類似した経済効果）。

例：Sは親の死亡した甥Bを受益者、Tを受託者として1億円を信託し、受託者は年250万円を20年間分配する。

#### (2) 遺言による信託の根拠法

##### ① 信託法：3条2号の方法による遺言による信託（遺言の効力の発生＝遺言者の死亡により信託の効力が発生）

参考：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律152条2項遺言による一般財団法人の設立、158条民法の遺贈の規定の準用

##### ② 業法：根拠法は契約と同じ。信託業法25条による契約締結前の説明と26条による契約締結時の書面の必須事項の定めは適用なし。

#### (3) 遺言信託の特徴

実務上は、信託をする遺言に定められる事項は、信託契約と変わるところはない。受託者になるべきものへ財産を処分することと受託者のすべき行為が定められる。

遺言に受託者を指定していなくても信託は成立

⇒ 受益者等が裁判所に受託者選任の申し立て（信託法6条1項）。1年間受託者が存在しない⇒信託は終了（信託法163条3号）

遺言にて指定された受託者が、遺言の効力発生後も信託を引き受けないことがあり得る（遺言執行者が就任しない場合があるのと同じ）

⇒信託の利害関係人は、受託者に指定された者に対し、相当の期間内に信託の引受けをするかどうか催告する。

委託者の相続人に催告の回答がないときは信託の引受けをしなかったものとみなされる。

実務上は、遺言者は信託銀行を受託者とすることを遺言書の作成前に相談したうえ、信託銀行を遺言執行者に選任し、遺言作成後も定期的に遺言書の見直しが必要ないか検討する。また、遺言者の意思を明確にするため公正証書遺言によることとしている。

#### 4. 後継ぎ遺贈型の受益者連続

##### (1) 信託法

91条：受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。）のある信託

⇒当該信託がされた時から三十年を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であって当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有する。

##### (2) 信託契約の場合の例

Sは自己の死亡までは受益者をS、自己の死亡時から配偶者B1を受益者とし、B1死亡後は、子B2を受益者とする。B2死亡後は孫B3を受益者とする。

Tを受託者として5億円を信託し、受託者はSの死亡後、受益者に年500万円を分配する。

信託契約時から30年以内にSが死亡、B1、B2、B3が生存。信託契約時から30年経過後にB1が死亡。B2の死亡時まで信託は有効。

信託契約時から30年以内にSが死亡、B1、B2、B3が生存。信託契約時から30年以内にB1が死亡。信託契約時から30年経過後にB2が死亡。B3の死亡時まで信託は有効。

⇒遺言信託でも適用される。

##### (3) 適用の射程

法文の文言上は、p4であれば1号の例1のみ。信託契約当初から受益者である場合、法人が受益者となる場合などはどうなるのか。

## 5. その他の実務的なこと

### (1) 対象財産

信託銀行が受託者となる場合は、信託財産は、金銭 ⇒ 一般合同運用指定金銭信託、有価証券・不動産 ⇒ 管理信託

### (2) 信託財産の受益者への分配

受益者が臨時に必要な金員の支払 ⇒ 受託者に支払の指示をする者（近親者等）を設定するなどして対応

### (3) 遺留分への対応（信託契約・遺言信託とも）

信託された財産も遺留分減殺請求の対象 ⇒ 遺留分を侵害しない範囲での信託の設定

受託者が遺留分請求訴訟の当事者となる可能性 ⇒ 信託財産が遺留分の返還により信託目的を維持できなくなることも

### (4) 遺言信託の信託財産の引渡し

#### ① 信託の成立時期と実質的な信託の開始

信託は遺言の効力の発生により成立するものの、受託者が遺言の効力の発生を知り、受託の意思表示をして信託財産の引渡しを受けることによって初めて信託事務処理が開始される。そのため、実質的な信託の開始時期は信託の効力の発生時期とはズレることになる。

#### ② 信託される財産が包括的に定めている場合

信託財産の特定が困難になる場合がある。

### (5) 遺贈・贈与による信託への寄付

追加信託ではなく、寄付者は委託者とならない。